

2025年度 春出発 Business Studies Abroad IV1.5年 【中国・对外経済貿易大学1.5年プログラム】 募集要項

<https://ritsumeiba-gblp.jp/>



INDEX

1	Business Studies Abroad IV(对外経済貿易大学1.5年) 募集の流れ P. 1
2	Business Studies Abroad IVとは？ P. 1
3	応募資格について P. 2
4	留学予定先について P. 2
5	学籍と受講登録について P. 3
6	留学決定後の事前ガイダンスについて P. 3
7	応募書類について P. 4
8	選考方法について P. 4
9	留学に関わる費用・奨学金について P. 5
10	単位認定と成績評価について P. 6
11	注意点 P. 6
12	個人情報について P. 6
13	派遣先大学紹介 P. 7
14	立命館大学経営学部 BSAプログラムに参加するにあたっての遵守事項 P. 8
15	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に関する承諾書 P. 10

※不測の事態により、募集要項通りにプログラムを実施することが困難であると判断した場合には、内容の変更を行うことがあります。その判断は派遣先大学と調整の上、本学経営学部が行います。そちらを承諾の上、プログラムの申請をご検討ください。

1 Business Studies Abroad IV1.5年募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2024年度)

項目	日程	方法	備考
<p>※応募を考えている方は 必ず応募の前に経営学部事務室国際担当に相談の上、応募ください。</p> <p><経営学部事務室 国際担当 @AC事務室内> 平日10:00~16:00 (11:30~12:30、土日祝を除く) ☎072-665-2090 ✉ba-koku@st.ritsume.ac.jp</p> <p>manaba+R >経営学部生のページ> [BSA]経営学部独自留学プログラム</p> <p>★先輩の留学体験談動画をmanaba+Rで公開しています！応募の際の参考にしてください！ → </p>			
応募書類提出期間	2024年9月19日(木) ~10月3日(木) ※最終日16時00分締切	<p>【応募書類入手方法】 BSAのHP<https://ritsume-ba-gblp.jp>よりダウンロード </p> <p>【提出方法】 申請資料一式を印刷し左上にホチキス止めの上、OIC学びステーション窓口で提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類を手書きで作成する場合はすべて黒のボールペン(鉛筆・フリクションは不可)で記載すること ・応募書類に不備のあった場合、不備修正を含め応募締切までに行う必要があることに留意すること <p><窓口での提出受付時間> 平日10:00~16:00 (11:30~12:30、土日祝を除く)</p>
面接期間	2024年10月8日(火) 12:15~16:10	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の提出時に左記日程より授業等で面接に参加できない日時を提示してください ・30分程度の個人面接 ・詳細は10月7日(月)に学内メールへ連絡しますので、確認後返信をお願いします
派遣許可者決定(合否結果発表)	2024年10月16日(水) 10:00	manaba+R	<p>合否結果は、 manaba+R > 大学からのお知らせ > 「留学」に掲載されます</p>
第1回派遣者ガイダンス	2024年10月下旬 開催予定	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は後日、派遣許可者に別途学内メールにて連絡します

※募集ガイダンスの実施はありませんが、先輩の体験談は公式HPやmanaba+Rで公開中です。

2 Business Studies Abroad IVとは？

2-1. プログラムの意義と特徴

BSA II 及びIVは、経営学部で学んでいる皆さんに、自らの専攻する学問に対し、国内だけでなくグローバルな社会の要請や意義を確かめ学んでいただく、経営学部独自の留学プログラムです。留学先大学で修得した外国語や専門科目は、経営学部の単位として認定されます。そのため、留学前の本学での学修と留学先での学修を積み上げていけば、留学したことで卒業が遅れることはありません。またこのプログラムの基本は交換留学であり、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため(派遣型留学を除く)、留学先に学費を支払う必要はありません。「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」に基づき、留学期間に応じて奨学金も支給されます。

* 経営学部では、長期留学予定学生が留学派遣先大学でより充実した学習ができるよう、留学前もしくは留学後の教育として、英語もしくは中国語による「プロジェクト研究 (GBLプログラム型)」を開講しています。GBLとはGlobal Business Leadershipの略称で、「プロジェクト研究 (GBLプログラム型)」とはグローバルな視点に立って世界を舞台に活躍するビジネス・リーダーの育成を目標に設計されている科目です。BSAプログラム、および全学留学プログラムにて海外に留学に行く学生はぜひ受講してください。

3 応募資格について

プログラムの応募資格は次の1)～6)の通りです。

- 1) 応募時に経営学部1・2回生であること。 ※大学院生は対象外です。
- 2) 累計もしくは直近セメスターのGPAが2.75以上であること。
- 3) 語学基準は下記のうちいずれかを満たすこと。
 中国語基準：派遣までにHSK4級(180点以上)を取得していることが望ましい
 英語基準：応募時にTOEFL iBT®テスト72点以上またはIELTS 5.5以上
 (孔子学院 中国語講座、CLA(言語習得センター)の受講料補助制度および英語検定試験受験料補助制度については、manaba+R、ホームページ等で確認のこと。)
- 4) 本プログラムの主旨・目的を理解し、真摯に留学前、留学後に行われるガイダンスやオリエンテーション、現地での学修の全てに参加可能であること。
- 5) 留学先のプログラムについて、多大な関心と意欲を持っていること。
- 6) 留学直前のセメスターに立命館大学に在学していること。

4 留学予定先について

国・地域名	派遣先大学	実施期間	派遣人数	GPA	語学基準(※1)
中国 北京市	対外経済貿易大学	【春出発】 2025年2月下旬 ～2026年7月頃	1名程度	2.75以上	【中国語基準での応募】 派遣までにHSK4級(180点以上)を取得していることが望ましい 【英語基準での応募】 TOEFL iBT®テスト72点以上またはIELTS 5.5以上

(※1) 中国・対外経済貿易大学に申請される場合は、中国語基準・英語基準のいずれかの要件を満たしていれば、申請可能となります。
 ただし中国籍の正規留学生で母国語を中国語とする方は中国語基準での応募申請はできません。

■ 留学先での科目履修について

- ①基礎中国語・ビジネス中国語
- ②英語(中国語)開講の専門科目※

※中国語開講の専門科目を受講するためには、受講登録までにHSK5級(180点以上)レベルの語学力が必要です。
 (年度によって開講されない可能性がありますので、中国語開講専門科目の受講を希望する場合は事前に相談してください。)
 英語開講の専門科目を受講するためには受講登録までにIELTS6.0レベルの語学力が必要です。



BSAプログラムと全学募集プログラム(国際教育センター主管の留学プログラム)を併願することはできますか。

すでに同じ期間に実施される留学プログラムの選考に応募・合格している方は、同期間のプログラム(全学募集プログラム・BSAプログラムの別を問わず)に応募できません。同じ期間に実施されるプログラムへの応募を希望する場合は、応募・合格しているプログラムの辞退を申し出た後で、応募してください。



memo

5 学籍と受講登録について

5-1. 学籍

BSAIV1.5年にて留学する際に、立命館大学での学籍が「在学」から「留学」に変更になる期間は下記の通りです。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	期間
BSAIV (1.5年)	対外経済貿易大学	3 Semester	2025年度春学期 2025年度秋学期 2026年度春学期

5-2. 帰国後受講予定の立命館大学開講科目 受講登録について

【受講登録については以下の手順で行います】

- ・ 留学適用期間最終学期の授業開始日までに「留学終了届」が提出された場合は、通常授業の受講が可能となります。
- ・ 時間割および履修・登録の手引きは、manaba+Rに掲載されるので各自確認してください。
- ・ 登録方法、期間、時間は全て日本で登録する学生と同じ条件であり、かつ日本時間で管理されます。

5-3. 専門演習(ゼミ)の特別履修について

正規留学プログラムに参加する場合、留学期間中の「専門演習Ⅰ～Ⅲ」の受講は免除されます。

留学帰国後は、原則として留学前と同じクラスに所属し、受講を継続する必要があります。

なお、留学期間中の専門演習の受講が免除される場合でも、卒業論文の到達目標は変更されないため、留学中においても卒業論文作成の準備を進める必要があります。

渡航前・留学中に適宜、専門演習担当教員に相談するようにしてください。

※2022年度以降入学生で2学期間以上正規留学する場合は、留学帰国後に担当教員と面談し、卒業論文の執筆について相談してください。面談の中で卒業論文の執筆が難しいと判断される場合は専門演習の履修を継続せずビジネスレポートを履修することも可能です。

手続

留学帰国後、履修を希望する専門演習開講Semesterの受講登録期間終了までに、『留学に伴う「専門演習特別履修」申請書』(派遣予定者内定後ガイダンスで別途案内)を記入のうえ、OIC学びステーションまで提出してください。

※「正規留学」とは、立命館大学経営学部が提供する留学プログラム(BSA)及び立命館大学が提供する留学プログラムを指します。休学して私費留学をする場合は、受講免除の対象とはなりません。

6 留学決定後の事前ガイダンスについて

留学前に2～3回程度ガイダンスを行います。派遣には、このガイダンスへの出席が必須です。ガイダンスに出席できない見込みがある場合は、BSAIV(1.5年)に応募出来ません。

許可を得ずにガイダンスを1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加を取りやめる場合がありますので、注意してください。また、保健センターが主催する健康管理ガイダンスや危機管理ガイダンスにも必ず参加してください。

※原則、授業以外での欠席理由については一切許可しません。予めご了承ください。

7 応募書類について

7-1.応募書類

- 1) BSAIV1.5年応募書類チェックリスト
- 2) BSAIV1.5年申込書
- 3) BSAIV1.5年を希望する理由
- 4) 履修計画書
- 5) 直近セメスターのGPAを確認できる書類(※A4サイズ)
 ※CAMPUS WEBにログインの上、「科目一覧」および「GPA一覧」を表示し、
 学生証番号、氏名、2024年度春学期のGPAを確認出来るよう設定しPDFにしてください。
 ※成績証明書は累積GPAが掲載されていないため不可
- 6) 中国語基準:HSK(漢語水平考試)成績報告のコピー(取得した場合のみ)
 英語基準:TOEFL iBT[®]テストまたはIELTSのスコアシートのコピー
 ※対外経済貿易大学へ書類を提出する日から遡って2年以内に受験したもののみ有効
- 7) パスポートの写し(有効期限内のもの)
 ※派遣先の国によって入国時やビザ申請時にパスポートの残存有効期限に条件があります。
 各自条件をご確認の上、有効期限には十分注意してください。

7-2.応募用紙の配布・受付場所

【応募用紙配布】:BSAホームページ(<https://ritsumei-ba-gblp.jp>)よりダウンロード ※受付期間中のみ

【提出方法】:申請資料一式を印刷し左上にホチキス止めの上、OIC学びステーション窓口で提出

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受け付けません。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください(不備がある場合は受理できません。)



8 選考方法について

選考は、申込レポート・成績・派遣先大学が求める語学基準を満たしているかを重視して、担当教員が書類及び面接審査を行い、経営学部教授会での審議を経て決定されます。



memo

9 留学に関わる費用・奨学金について

交換留学の場合には、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため、留学先に学費を支払う必要はありません。

9-1. 主な費用

- ・包括海外旅行保険費用(※派遣者全員、大学が指定する保険に加入)
- ・危機管理支援サービス加入費用
- ・ビザ取得の為にかかる費用
- ・渡航費(航空券)
- ・現地出入国税、空港税、航空保険料
- ・寮申請費および寮費
- ・現地での交通費
- ・教材費等
- ・クリーニング代、電話代、お土産代などの雑費
- ・娯楽費
- ・医療費(特に現地での歯の治療にかかる費用は日本の数十倍かかる場合があります)

【注意点】

- ・寮費、教材費等は派遣先大学で徴収されます。
- ・派遣先大学の事情により、学生寮に必ずしも入れるとは限りません。その場合は、速やかに経営学部事務室までご相談下さい。
- ・費用は、物価の上昇、為替相場によって変動しますのであくまでも参考としてください。

参加費用の過年度実績については、「2024年度 BSAの手引き」P.20を参照してください。
(※<https://ritsumei-ba-gblp.jp/download/#guide>)

9-2. 奨学金

※奨学金によっては併給できないものがあります。事前に経営学部事務室またはOIC国際教育センターに確認を行ってください。

1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

原則として派遣者全員に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」が支給されます。なお、奨学金は派遣中に学生本人名義の口座に支給されます。

本プログラムにおいては、派遣の初年度に20万円が給付され、1年経過後の審査を経て残りの15万円が給付されます。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	奨学金金額
BSAIV (1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	35万円 (ただし1年経過後に別途審査あり。)

※奨学金の金額は今後変更となる場合があります。

2) 立命館大学海外留学サポート奨学金

経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる者に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。

海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも要項に定められた家計基準を満たす場合に、奨学金選考の対象となります。

給付額や申請・選考方法などの詳細は、以下を確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

10 単位認定と成績評価

単位認定について(※学修要覧(全学部共通編)P.27より抜粋)

<規程:学則第37条、第39条、第40条、第41条>

- ① 海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として学部の教授会で審議のうえ学部長が認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ② 入学前に修得した単位を認定された場合(本学の科目等履修生として入学前に単位を修得した場合、社会人方式または社会人方式<AO方式>)は、①と合わせて60単位(うち入学前単位認定の上限は30単位)が上限となります。
- ③ 留学先で修得した単位の認定にあたっては、帰国後速やかに「留学終了届」と「単位修得願および単位認定書」を学部事務室に提出することが必要です。単位認定時期は、留学終了日を含む学期の末日となります。

※認定された単位の成績評価には「T」が記載されます。

※単位認定に関わる申請書類および派遣先大学の成績証明書、受講した科目の内容及び授業時間数が確認できる書類とその和訳、派遣先大学の学年暦を各自準備し、提出する必要があります。

留学前より履修科目や単位認定について窓口で相談の上、留学中と帰国後の学修計画を立てておく必要があります。

■過年度派遣学生の単位認定実績(参考)

派遣先大学	BSAIV1.5年
対外経済貿易大学	40～50単位

※単位認定数や単位認定分野・科目については、派遣先や各自の履修状況により異なりますので、ご注意ください。

11 注意点

- 1) 派遣先大学への応募書類の準備、ビザの申請、航空券の手配などは全て各自で手続きする必要があります。経営学部事務室では対応していません。
- 2) 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- 3) 経営学部での選考において派遣内定者として決定したのち、派遣先大学に応募書類を送ります。受入の可否についての最終決定権は派遣先大学にありますので注意してください。また、派遣先大学によっては応募時に別途インタビューなどが課せられる場合があります。
- 4) 留学先での履修については、派遣先大学での規定に則ります。言語能力や履修規定によって履修科目が制限されることがあります。また、正規科目以外の語学科目(ESL等)や、履修する科目があらかじめ指定される場合もあります。
- 5) 本学及び派遣先が定める期間内に出入国するようにして下さい。
- 6) 日本学生支援機構奨学金受給者の方は、派遣決定後速やかに学生オフィスに報告を行い、必要な手続きを取ってください。
- 7) 3年生・4年生時に留学に行く場合、就職活動など個人的事由による帰国は一切認められませんので、事前に必ずキャリアオフィスや経営学部事務室に相談してください。
- 8) 寮を含め、滞在先の手配は各自で行います。経営学部事務室と派遣先大学は可能な範囲でサポートしますが、滞在先の保証はできません。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用する場合があります。

また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。



对外経済貿易大学



過年度派遣学生体験記 (2019年度春期 BSAIV1.5年)

1年半のプログラムだったので、本来ならあと半年北京で勉強するはずでしたが、新型コロナウイルスの影響で留学が中止になりました。

私は中国に行きながら中国語も英語も全く得意ではなく、中国語に関しては簡単な会話ですら答えられないような状態でした。

不安しかありませんでしたが、立命館に交換留学していた方とバディが空港まで迎えに来てくださり、大学での手続きも手伝っていただきました。

その後もたくさんの方に助けて頂きながら1年間を無事に過ごすことが出来ました。

正直、1年半のプログラムに申し込むことは私にとってとても大きな決断で、本当に悩みました。

友達はできるのか、食事や環境は合うのか、授業にはついていけるかなど、挙げるとキリがありませんでしたが、実際に行くことと今までの心配が嘘だったかのように楽しい毎日がありました。

そして世界と視野が広がります。

留学は楽しいことばかりでないことも事実ですが、多くのことを吸収出来たり、刺激を素直に受けて変われたり、自分の短所と向き合えるのは若いからこそ出来ることであると実感しました。

大学生は人生最後の夏休みと言われているため、その4年間をどのように過ごすのかとても悩むと思います。

今は、行ってから後悔したらどうしよう、1年半は長すぎるかもと心配するかもしれませんが、私は今振り返ってみると、こんなに濃厚で楽しく、語学だけでなく様々なことを学び、成長できたこの1年は、今までになく、間違いなくこれから歩いていく中で自信に繋がっているの、心から留学に行けて良かったと思っています。

※先輩体験記より抜粋

国・都市：中国・北京市

北京市の特徴：

中国の首都、政治・文化の中心地である。
故宮、天壇など多数の世界遺産がある。

■創立：1951年

■学生数：約18,000人

■大学の特徴：

- ・北京市北東の市街区に位置し、近隣には中日友好病院や、日本でも馴染みの深いスーパー等の便利な施設があります。
- ・国際経済貿易の専門家養成の高等教育機関として、中国国家プロジェクト「211工程」が初めて承認した重点大学で経済、金融、管理等の分野において一流の水準を有する大学です。
- ・中国で最も早く国際学術交流を展開した大学であり、現在、世界の30ヶ国以上の国や地域にある100以上の大学や研究機構と協力交流関係を結んでいます。

週間スケジュール例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週末
午前	総合/聴力	総合/読解	総合/聴力	総合/読解	読解/総合	観光など
午後	自習	自習	自習	自習	自習	
夜		買い物		買い物		

※上記内容は、派遣先大学の開講年度により変更となる場合があります。

※派遣学生の語学レベルによっては、英語開講または中国語開講の専門科目を履修することが出来ます。

【立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項】

1. 基本姿勢

立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど。以下「プログラム」という。）に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館大学（以下「本学」という。）の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域・自治体の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (2) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断し、その見解に基づき、立命館大学または経営学部・経営学研究科がプログラムの参加または継続を認めない場合、これに従うこと。この際、日本国外に滞在している場合は速やかに帰国すること。
- (3) 前号によって参加または継続を中止した後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム復帰を認められない場合があることを理解すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定される場合は、本学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。
- (6) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (7) プログラム期間中、傷病等により、父母等による救援などが必要と本学が判断した場合、父母等に対し、本学の指示に従って行動するよう、予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (8) 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わず、関連して必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (9) 緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあることに同意すること。
- (10) 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- (11) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- (1) プログラムに要する費用（申込金・研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
指定の期日までにプログラムに要する費用の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、本学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) プログラムの派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (4) 辞退期限として指定している期日以降に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合や、本学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず本学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、納入されたプログラムに要する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (5) パスポートやビザの取得手続きに関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- (6) 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わないこと。
- (7) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害については、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (9) 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (10) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われなないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

5. 書類の提出

(1) 誓約書の提出

「立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および父母等連名による誓約書を提出すること。

(2) 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

(3) その他所定の書類の提出

本学から別途指示があった場合は、その書類についても確認し、指示に従って所定の期日までに提出すること。

「立命館大学および本学と提携する関連機関にて代理で航空券を手配するプログラム（BSA I・I Plus・IIIなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) プログラム参加に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- (2) 派遣先でのプログラム修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- (3) 本学の許可なく、日本または母国への一時帰国および再入国を行わないこと。
- (4) 学業面またはその他の理由から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先の寮規程または入居したホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (2) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (3) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (4) プログラム期間中に旅行または外泊をする場合は、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (6) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (7) 派遣先国・地域・自治体で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「各自で航空券を手配するプログラム（BSA II・IVなど）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) 本学および派遣先が定める期間内に出国・帰国すること。
- (2) 本学への届出なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先大学の指示に従い各自で手配した居住施設に入居し、入居先は事前に本学に届け出ること。
- (2) 派遣先の寮規程および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
- (3) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (4) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (5) 派遣先の休暇期間中を含むプログラム期間中に、旅行・外泊・一時帰国をする場合は、必要に応じて派遣先にもその旨報告のうえ、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。
- (6) 前号の旅行・外泊・一時帰国の内容について、本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
- (7) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (8) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (9) 派遣先国および地域で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「オンライン留学プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 学習準備

- (1) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。

2. 規律事項

オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。

- ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
- ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などでも共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
- ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
- ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

立命館大学長 様

私は、立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど。現地への渡航を伴わないオンラインのものも含む。以下「プログラム」という。）に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費がかかる場合は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に加入すること。
- (5) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学および経営学部・経営学研究科が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。

2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選ばれることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国・地域または都市に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報または感染症危険情報レベル1以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。この場

合において、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国ないし受講中止措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国もしくは受講中止措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する可能性があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。
- (3) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑨のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
 - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ 通信障害によるトラブル等により生じた損害
 - ⑨ 2（2）の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国・地域の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定の届出を立命館大学に行うこと。立命館大学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (11) 渡航期間が3か月未満の短期プログラム参加者については、立命館大学の許可なく、日本または母国への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (13) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (14) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。
- (15) オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。
 - ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
 - ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
 - ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

学生本人記入欄	20 年 月 日
参加プログラム名：	(派遣先大学・機関：
学部／研究科：	回生：
学生証番号：	
氏名（自署）：	派遣予定者に内定後、派遣ガイダンスで記入書式を配布します
父母等記入欄	20 年 月 日
父母等（自署）：	(父母等直筆のこと)
父母等緊急時連絡先：	〒
電話番号：	学生本人との続柄：